

令和 4 年度
(2022 年度)

事業報告

(令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日)

公益財団法人 都道府県センター

公益財団法人都道府県センター事業の概況

公益財団法人都道府県センターは、定款に定める当法人の事業目的を達成するため、下記の各事業に取り組んでいる。

1 被災者生活再建支援法に基づく自然災害による被災者の生活再建支援事業

(公益目的事業1)

当事業は、阪神淡路大震災を契機として制定された被災者生活再建支援法（平成10年5月22日法第66号）に基づき、自然災害により住宅に著しい被害を受けた被災者に対し支援金を支給し、被災者の生活再建を支援する事業である。

支給額については、平成19年11月の支援法の一部改正により、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」と、住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」とを合わせて、一世帯当たり最大300万円が定額渡し切り方式で支給されることとなっている。

また、令和2年12月の支援法の一部改正により、支援金の支給対象として、半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）を追加。令和2年7月3日以降に発生した自然災害（令和2年7月豪雨を含む。）により被災世帯となった世帯にも遡及適用し、「加算支援金」として、住宅を建設・購入する場合は100万円、補修する場合は50万円、賃貸する場合は25万円が支給される仕組みとなっている（金額はいずれも世帯人数が複数の場合）。

支援金は、平成11年4月5日の事業開始以降、令和4年度末までの24年間で、累計300,275世帯に総額533,990,492千円を支給した。

2 都道府県行政の円滑な運営と進展に資する活動を行う団体の支援事業

(公益目的事業2)

当事業は、都道府県行政の円滑な運営と進展に資するため、地方自治振興基金（30億円余）から生ずる運用益及び当該基金の一部取崩しにより、都道府県知事の全国的連合組織である全国知事会の活動を支援する事業である。

支援にあたっては、地方行財政に関する事項を調査・研究する委員会の活動や、先進政策バンクの運営を通じた各都道府県の先進政策事例の情報発信等、地方自治の円滑な運営に寄与する事業を助成の対象としている。

3 都道府県会館の管理運営事業（公益目的事業3及び収益事業1）

当事業は、東京における都道府県の活動拠点としての役割を担う都道府県会館の管理運営を行う事業である。

(1) 公益目的事業

都道府県及び都道府県行政に密接な関係を持つ団体に対し、近隣の相場よりも低廉な価格で事務所を提供するほか、会館の状態を良好に維持するため、各種設備等の修繕工事等を実施している。

また、会館内にある貸会議室については、会館入居者へ優先的に貸出している。

(2) 収益事業

民間業者に対し店舗等のスペースを貸付け、郵便局や飲食店等を設置し、会館入居者や近隣住民の利便性向上を図っている。

また、会館内にある貸会議室については、入居団体が使用していない時間帯に、広く一般に貸出している。

4 都道府県有財産の損害に対する相互救済事業（公益目的事業4）

(1) 建物共済事業

当事業は、地方自治法第 263 条の 2 に基づき、都道府県有財産等（水力発電用機械を除く）の火災、水災、震災その他の災害の被害を相互救済する共済事業である。

47 都道府県等から共済業務を受託し、災害に際して災害共済金の給付及び災害見舞金の交付を行っている。

(2) 機械損害共済事業

当事業は、建物共済事業と同様、地方自治法第 263 条の 2 に基づき、都道府県有財産等の水力発電用機械の被害を相互救済する共済事業である。

24 都道府県から共済業務を受託し、災害に際して災害共済金の給付及び災害見舞金の交付を行っている。

5 法人の運営

当法人は、法令及び定款に基づいて理事会及び評議員会を開催し、所要の事項について決議・報告を行っている。

被災者生活再建支援法に基づく自然災害による
被災者の生活再建支援事業（公益目的事業１）

1 被災者生活再建支援金の支給

令和4年度は、総額 6,061,375 千円の被災者生活再建支援金を支給した。内訳は、東日本大震災では、1,873,125 千円、令和元年台風第15号・第19号等の一連の災害では、930,375 千円、令和2年7月豪雨による災害では、853,375 千円、令和3年福島県沖を震源とする地震では、627,937 千円、令和4年福島県沖を震源とする地震では 875,000 千円、それ以外の災害については、901,562 千円の支給となっている。

令和4年度に発生した新たな支援法適用災害は、「令和4年8月3日からの大
雨による災害（青森県外ヶ浜町・鰺ヶ沢町・深浦町、山形県川西町・飯豊町、新
潟県村上市・関川村、石川県小松市、福井県南越前町）」、「令和4年台風第14
号による災害（宮崎県都城市・延岡市）」「令和4年台風第15号による災害
（静岡県静岡市）」であり、これらによる支給額は 238,500 千円となっている。

2 会 議

被災者生活再建支援事業運営委員会

(1) 開催日 令和4年6月8日付け（書面開催）

議 事 令和3年度被災者生活再建支援事業報告（案）及び同事業決算（案）
について

(2) 開催日 令和5年1月30日付け（書面開催）

議 事 令和5年度被災者生活再建支援事業計画（案）及び同事業予算（案）
について

【被災者生活再建支援事業運営委員会委員名簿】

（令和5年3月31日現在）

職	氏 名
岩 手 県 知 事	達 増 拓 也
◎ 神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
山 梨 県 知 事	長 崎 幸 太 郎
三 重 県 知 事	一 見 勝 之
福 井 県 知 事	杉 本 達 治
島 根 県 知 事	丸 山 達 也
香 川 県 知 事	池 田 豊 人
宮 崎 県 知 事	河 野 俊 嗣

（◎：委員長）

令和4年度における被災者生活再建支援金の支給状況

(令和5年3月31日現在／単位：円)

災 害		公示内容		支給状況
名 称	都道府県	適用区域	適用日	金 額
東日本大震災	青森県	青森県	H23. 3. 11	1,873,125,000
	岩手県	岩手県		0
	宮城県	宮城県		25,125,000
	福島県	福島県		750,000
	茨城県	茨城県		1,847,250,000
	栃木県	栃木県		0
	千葉県	千葉県		0
	埼玉県	(注1)		0
	東京都	板橋区		0
	新潟県	(注2)	H23. 3. 12	0
	長野県	栄村		0
平成28年(2016年)熊本地震	熊本県	熊本県	H28. 4. 14	153,625,000
	大分県	由布市	H28. 4. 16	153,625,000
平成29年7月九州北部豪雨による災害	福岡県	福岡県	H29. 7. 5	17,125,000
	大分県	日田市		17,125,000
				0
平成30年大阪府北部を震源とする地震	大阪府	高槻市	H30. 6. 18	1,000,000
平成30年7月豪雨による災害	京都府	(注4)	H30. 7. 5	262,250,000
	兵庫県	(注5)		0
	岡山県	岡山県		0
	広島県	広島県		181,125,000
	徳島県	三好市		33,250,000
	愛媛県	愛媛県		0
	福岡県	(注6)	H30. 7. 6	47,875,000
	島根県	(注7)		0
	山口県	(注8)		0
	佐賀県	基山町		0
	高知県	(注9)	H30. 7. 6・8	0
	岐阜県	関市	H30. 7. 8	0
平成30年北海道胆振東部地震	北海道	北海道	H30. 9. 6	19,500,000
令和元年8月の前線に伴う大雨による災害	佐賀県	(注11)	R1. 8. 28	7,250,000
令和元年台風第15号による災害	東京都	(注12)	R1. 9. 8	5,250,000
	神奈川県	横浜市	R1. 9. 9	1,000,000
				4,250,000
令和元年台風第15号から台風第19号までの一連の災害	茨城県	茨城県	R1. 9. 9	30,125,000
令和元年台風第15号から10月25日の大雨までの一連の災害	千葉県	千葉県	R1. 9. 9	268,125,000
令和元年台風第19号による災害	岩手県	(注13)	R1. 10. 12	626,875,000
	宮城県	宮城県		5,500,000
	福島県	福島県		126,500,000
	栃木県	(注14)		272,000,000
	群馬県	(注15)		64,250,000
	埼玉県	埼玉県		2,000,000
	東京都	(注16)		21,625,000
	神奈川県	(注17)		3,500,000
	新潟県	阿賀町		10,375,000
	山梨県	上野原市		0
	長野県	長野県		0
	静岡県	(注18)		121,125,000
				0

災 害		公示内容		支給状況
名 称	都道府県	適用区域	適用日	金 額
令和2年7月豪雨による災害	熊本県	熊本県	R2. 7. 4	853,375,000
	鹿児島県	(注19)		755,187,500
	福岡県	大牟田市	R2. 7. 6	0
	大分県	(注20)		79,562,500
	岐阜県	下呂市	R2. 7. 8	16,625,000
	島根県	江津市	R2. 7. 13	2,000,000
令和3年福島県沖を震源とする地震	福島県	福島県	R3. 2. 13	0
令和3年7月1日からの大雨による災害	静岡県	熱海市	R3. 7. 3	627,937,500
令和3年8月11日からの大雨による災害	佐賀県	(注21)	R3. 8. 11	145,312,500
	長崎県	(注22)		136,812,500
	広島県	安芸高田市	R3. 8. 12	1,125,000
	福岡県	(注23)		1,500,000
	長野県	木曽町	R3. 8. 14	3,000,000
	大分県	玖珠町		1,875,000
令和3年4月1日に発生した強風による災害	島根県	松江市	R3. 4. 1	1,000,000
令和4年福島県沖を震源とする地震による災害	宮城県	(注24)	R4. 3. 16	21,500,000
	福島県	福島県		875,000,000
令和4年8月3日からの大雨による災害	青森県	(注25)	R4. 8. 3 8. 9	106,375,000
	山形県	(注26)	R4. 8. 3	768,625,000
	新潟県	(注27)		210,500,000
	石川県	小松市	R4. 8. 4	44,312,500
	福井県	南越前町	R4. 8. 5	5,375,000
令和4年台風第14号による災害	宮崎県	(注28)	R4. 9. 17	94,312,500
令和4年台風第15号による災害	静岡県	静岡市	R4. 9. 23	50,125,000
計				16,375,000
				6,061,375,000

- 注 1：加須市・久喜市
2：十日町市・津南町
3：室蘭市・南富良野町・白老町・洞爺湖町・新得町・清水町・幕別町
4：福知山市・綾部市
5：神戸市・宍粟市
6：北九州市・久留米市・飯塚市・嘉麻市
7：江津市・川本町
8：岩国市・光市
9：宿毛市・香南市・大月町
10：徳之島町・天城町・伊仙町・与論町
11：佐賀市・武雄市・大町町
12：大島町・新島村
13：山田町・宮古市・釜石市・久慈市
14：宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・小山市・那須烏山市・茂木町
15：富岡市・嬬恋村
16：あきる野市・日の出町・檜原村・大田区・八王子市・世田谷区
17：川崎市・相模原市
18：伊豆の国市・函南町・伊豆市
19：鹿屋市・垂水市
20：九重町・日田市・由布市・玖珠町
21：武雄市・嬉野市・神埼市・大町町
22：雲仙市・波佐見町
23：久留米市・田川市
24：山元町・角田市・白石市・蔵王町・亘理町・柴田町
25：外ヶ浜町・鰺ヶ沢町・深浦町
26：川西町・飯豊町
27：村上市・関川村
28：都城市・延岡市

※返還含まず

都道府県行政の円滑な運営と進展に資する活動を行う

団体の支援事業（公益目的事業２）

地方自治振興事業助成金の交付

令和４年度は、全国知事会からの申請を受け、全国知事会の諸活動のうち、常任委員会・特別委員会等の活動経費、行財政に関する調査研究経費、広報経費等を対象に、38,990 千円の助成を行うことを決定した。

都道府県会館の管理運営事業
(公益目的事業 3 及び収益事業 1)

1 事務所の提供（公益目的事業）

都道府県東京事務所及び都道府県行政に密接な関係がある団体に、都道府県会館内の事務室を貸与している。

令和４年度末において４５都道府県の東京事務所（分室を含む。）並びに全国知事会等関係団体８団体が入居しており、令和４年度の管理料は４６８,２５９千円、賃料は７６,９０４千円となった（入居団体は「都道府県会館 入居者一覧」のとおり）。

2 都道府県及び入居団体への会議室の提供（公益目的事業）

会館内にある貸会議室について、都道府県や入居団体に、周辺施設の相場よりも低廉な価格で優先的に貸出しを行っている。

令和４年度の貸出し件数は７７９件、会議室使用料は１９,６３６千円となり、新型コロナウイルス感染症の拡大により大きく影響を受けた前年度との対比で約６,２０４千円の増収となった。

3 外部への会議室の提供（収益事業）

上記２のとおり、会館内にある貸会議室は都道府県や入居団体への貸出しを優先しているが、これらの団体の使用がない時間帯に、広く一般にも貸出しを行っている。

令和４年度の貸出し件数は４３２件、会議室使用料は２５,２５９千円となり、新型コロナウイルス感染症の拡大により大きく影響を受けた前年度との対比で約１３,８６６千円の増収となった。

4 民間業者への店舗貸付け（収益事業）

入居者や会議室利用者の他、近隣住民や近隣在勤者の利便性向上を目的として、郵便局や飲食店等の民間７業者へ店舗を貸付け、またコンビニエンスストア、自動販売機については営業委託を行っている。

令和４年度の貸付けによる賃料は２５,０２５千円、営業委託による収益は２,４５０千円となった。

5 その他

会館の適切な管理・運営のため、設備等の更新・修繕を順次実施した。主な工事は以下のとおりである。

(1) 電気設備工事

電力メーター（電力量計）更新、照明制御設備コントローラー・センター装置交換、サブ変電設備計器類交換、他

(2) 自動制御設備工事

自動制御設備機器（リモートユニット ２７セット）更新

(3) 情報通信設備工事

知事会会議室 A V 設備（会議ユニット他）更新

(4) 空調設備ほか工事

自動制御設備（V A V（可変風量装置））改修（9F～12F）、ガス吸収式冷温水発生機整備、屋外露出ファン整備、小規模火災検出・消火ユニット更新、スプリンクラーポンプ（低層）更新、他

都道府県会館 入居者一覧

令和5年3月31日現在

階 数	入 居 団 体 等
15 階	新潟県東京事務所、宮崎県東京事務所 北海道東京事務所（分室）、岩手県東京事務所（分室） 東京都事務室、自治体衛星通信機構（東京局）、地域医療振興協会 都道府県センター事業部災害共済課
14 階	千葉県東京事務所、石川県東京事務所、岐阜県東京事務所 徳島県東京本部、長崎県東京事務所
13 階	山形県東京事務所、富山県首都圏本部、山梨県東京事務所 静岡県東京事務所、兵庫県東京事務所
12 階	宮城県東京事務所、福島県東京事務所、長野県東京事務所 和歌山県東京事務所、鹿児島県東京事務所
11 階	栃木県東京事務所、三重県東京事務所、島根県東京事務所 愛媛県東京事務所、佐賀県首都圏事務所
10 階	福井県東京事務所、鳥取県東京本部、岡山県東京事務所 熊本県東京事務所、沖縄県東京事務所
9 階	茨城県営業戦略部東京渉外部、神奈川県東京事務所 愛知県東京事務所、奈良県東京事務所、香川県東京事務所
8 階	群馬県東京事務所、埼玉県東京事務所、滋賀県東京本部 京都府東京事務所 都道府県センター事業部被災者生活再建支援基金課
7 階	青森県東京事務所、秋田県東京事務所、大阪府東京事務所 山口県東京事務所（分室）、都道府県記者クラブ
6 階	全国知事会、地方自治確立対策協議会地方分権改革推進本部 自治体衛星通信機構
5 階	全国都道府県議会議長会、福岡県東京事務所（分室） 自治医科大学、地域社会振興財団、地域医療振興協会 全国高速道路建設協議会、都道府県センター管理部 都道府県センター事業部被災者生活再建支援基金課（審査業務） 貸会議室（501,502 会議室）
4 階	貸会議室（401,404～410 会議室）、大分県東京事務所
3 階	知事会会議室、特別会議室、スタジオ
2 階	郵便局
1 階	101 大会議室
地下 1 階	赤坂歯科診療所、アヅマ理髪館、改造社書店 創造社（印刷・出版）、ファミリーマート（コンビニ） 蕎麦処こいけ（蕎麦）、上海大飯店（中華料理）、防災センター

※ 「分室」とあるのは、東京事務所分室を指し、職員が常駐していない場合があります。

都道府県有財産の損害に対する相互救済事業
(公益目的事業 4)

I 建物共済事業

1 災害共済金及び災害見舞金の支払

令和 4 年度の共済基金分担金収入額（解約返戻金差引後）は 472,417 千円（対前年度比 0.36%減）となり、災害共済金と災害見舞金を合わせた支払額 300,303 千円（同 31.09%増）となった。

また、共済基金分担金総額に対する災害共済金及び災害見舞金の合計額の割合を示す損害率は、前年度の 48.31%から 63.56%へ上昇した。（資料参照）

そのうち、平成 29 年度より基率を大幅に引き上げた風力発電設備については、当年度 7 件支払い損害率は 599.12%であった（R3 年度損害率 2.76%）。また、請求を受けているものの支払いに至っていない案件が 5 件、罹災報告を受けているものの未請求の案件が 1 件ある。

以上により、令和 4 年度の事業収支差額 146,392 千円を建物共済事業業務規程に基づき共済備金積立資産へ繰り入れた。

（単位：千円）

加入物件	分担金収入 a	災害共済金		災害見舞金		合計	
		支払額 b	損害率 b/a	支払額 c	損害率 c/a	支払額 b+c	損害率 (b+c) /a
全体	472,417	216,739	45.87%	83,564	17.68%	300,303	63.56%
（うち風力発電）	20,725	124,168	599.12%	0	0.00%	124,168	599.12%

(1) 災害共済金

① 共済加入状況

令和 4 年度において、47 都道府県等から受託した物件の共済責任額については、3,247,205,148 千円（対前年度比 1.61%増）となっており、これに係る共済基金分担金は、472,417 千円（同 0.36%減）となっている。

② 共済基金分担金平均基率

共済責任額千円に対する共済基金分担金の基率は平均 0.14 で、事業開始時（昭和 27 年）の 5.06 の 2.76%相当となっている。

$$\frac{\text{共済基金分担金 } 472,417 \text{ 千円}}{\text{共済責任額 } 3,247,205,148 \text{ 千円}} \times 1,000 \text{ 円} \approx 0.14/\text{千円}$$

③ 災害共済金の状況

令和 4 年度の災害共済金については、支払件数 419 件（対前年度比 0.23%増）で、災害共済金の支払額 216,739 千円（同 1.39%増）となっている。支払額は、江津高野山風力発電所 1 号発電機（ナセル）（島根県）の 59,108 千円や江津高野山風力発電所 7 号風車（ブレード・ハブ）（島根県）の 47,008 千円、いしかわ動物園（トキ関係）トキ里山館公開ゲージ（石川県）の 20,089 千円が上位の高額支払いとなった。

④ 罹災物件及び罹災原因

ア 罹災物件

罹災物件を用途別に区分すると次表のとおりであり、件数が最も多いのは学校の 203 件で全体数の 48.45%を占め、支払額が最も多いのは風力発電所の 124,168 千円で全体の 57.29%を占めている。

(単位：円,%)

用途	年度	件数		災害共済金		給付額（1件あたり）
		件数	割合	金額	割合	
学校	R4	203	48.45	37,173,211	17.15	183,119
	R3	179	42.82	37,482,703	17.53	209,401
	増減	24		△ 309,492		
庁舎・事務所	R4	46	10.98	9,920,288	4.58	215,658
	R3	46	11.00	41,148,352	19.25	894,529
	増減	0		△ 31,228,064		
警察	R4	60	14.32	4,750,301	2.19	79,172
	R3	28	6.70	8,864,412	4.15	316,586
	増減	32		△ 4,114,111		
病院	R4	2	0.48	1,097,117	0.51	548,559
	R3	2	0.48	3,470,775	1.62	1,735,388
	増減	0		△ 2,373,658		
公園	R4	2	0.48	992,782	0.46	496,391
	R3	12	2.87	17,128,493	8.01	1,427,374
	増減	△ 10		△ 16,135,711		
住宅	R4	34	8.11	3,599,593	1.66	105,870
	R3	41	9.81	8,845,474	4.14	215,743
	増減	△ 7		△ 5,245,881		
風力	R4	7	1.67	124,168,735	57.29	17,738,391
	R3	1	0.24	681,131	0.32	681,131
	増減	6		123,487,604		
太陽光	R4	2	0.48	2,733,991	1.26	1,366,996
	R3	6	1.44	522,369	0.24	87,062
	増減	△ 4		2,211,622		
その他	R4	63	15.04	32,303,545	14.90	512,755
	R3	103	24.64	95,619,493	44.73	928,345
	増減	△ 40		△ 63,315,948		
合計	R4	419	100.00	216,739,563	100.00	517,278
	R3	418	100.00	213,763,202	100.00	511,395
	増減	1		2,976,361		

イ 罹災原因

罹災原因別に区分すると次表のとおり、自然災害が最も多く 377 件で、全件数の 89.98%を占めており、支払額も 207,680 千円で全体の 95.82%となっている。

(単位：円,%)

罹災原因	年度	件数		災害共済金		給付額（1件あたり）
		件数	割合	金額	割合	
火災	R4	2	0.48	190,560	0.09	95,280
	R3	7	1.67	13,655,559	6.39	1,950,794
	増減	△ 5		△ 13,464,999		
落雷	R4	24	5.73	7,214,504	3.33	300,604
	R3	77	18.42	42,579,821	19.92	552,985
	増減	△ 53		△ 35,365,317		
破裂・爆発	R4	0	0.00	0	0.00	0
	R3	0	0.00	0	0.00	0
	増減	0		0		
自然災害	R4	377	89.98	207,680,303	95.82	550,876
	R3	287	68.66	153,368,331	71.75	534,384
	増減	90		54,311,972		
車両飛込等	R4	5	1.19	1,314,405	0.61	262,881
	R3	16	3.83	1,749,501	0.82	109,344
	増減	△ 11		△ 435,096		
航空機	R4	0	0.00	0	0.00	0
	R3	0	0.00	0	0.00	0
	増減	0		0		
暴力行為	R4	11	2.63	339,791	0.16	30,890
	R3	31	7.42	2,409,990	1.13	77,742
	増減	△ 20		△ 2,070,199		
合計	R4	419	100.00	216,739,563	100.00	517,278
	R3	418	100.00	213,763,202	100.00	511,395
	増減	1		2,976,361		

(2) 災害見舞金

災害見舞金は、熊本地震（H28.4.16）、その他の地震による被害の申請に対する交付であり、令和 4 年度は、199 件（対前年度比 95.09%増）、83,564 千円（同 446.06%増）を交付した。

平成 28 年度に処理を終えた平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による見舞金の申請は、特別に申請期限の延長を承認した福島県の立入制限

区域内の案件 116 件について、引き続き申請期限の延長を行っている。

① 罹災物件及び罹災原因

ア 罹災物件

罹災物件を用途別に区分すると次表のとおり、件数が最も多いのは学校の 168 件で全体数の 84.42%を占め、支払額が最も多いのは庁舎の 41,677 千円で全体の 49.87%を占めている。

(単位：円,%)

用 途	年度	件数		災害見舞金		交付額（1 件あたり）
		件数	割合	金額	割合	
学校	R4	168	84.42	21,600,124	25.85	128,572
	R3	70	68.63	7,659,900	50.05	109,427
	増減	98		13,940,224		
庁舎	R4	8	4.02	41,677,004	49.87	5,209,626
	R3	5	4.90	3,164,523	20.68	632,905
	増減	3		38,512,481		
警察	R4	5	2.51	3,798,856	4.55	759,771
	R3	8	7.84	1,247,090	8.15	155,886
	増減	△ 3		2,551,766		
病院	R4	0	0.00	0	0.00	0
	R3	1	0.98	103,070	0.67	103,070
	増減	△ 1		△ 103,070		
公園	R4	0	0.00	0	0.00	0
	R3	0	0.00	0	0.00	0
	増減	0		0		
住宅	R4	3	1.51	144,717	0.17	0
	R3	7	6.86	674,508	4.41	0
	増減	△ 4		△ 529,791		
風力	R4	0	0.00	0	0.00	0
	R3	0	0.00	0	0.00	0
	増減	0		0		
太陽光	R4	0	0.00	0	0.00	0
	R3	0	0.00	0	0.00	0
	増減	0		0		
その他	R4	15	7.54	16,344,228	19.56	1,089,615
	R3	11	10.78	2,454,021	16.04	223,093
	増減	4		13,890,207		
合計	R4	199	100.00	83,564,929	100.00	419,924
	R3	102	100.00	15,303,112	100.00	150,031
	増減	97		68,261,817		

イ 罹災原因

罹災原因別に区分すると次表のとおり地震と津波の２種類だが、令和４年度は地震のみで、件数は１９９件、災害見舞金支払額は８３,５６４千円であった。

(単位：円,%)

罹災原因	年度	件数		災害見舞金		交付額（１件あたり）
		件数	割合	金額	割合	
地震	R4	199	100.00	83,564,929	100.00	419,924
	R3	102	100.00	15,303,112	100.00	150,031
	増減	97		68,261,817		
津波	R4	0	0.00	0	0.00	0
	R3	0	0.00	0	0.00	0
	増減	0		0		
合計	R4	199	100.00	83,564,929	100.00	419,924
	R3	102	100.00	15,303,112	100.00	150,031
	増減	97		68,261,817		

2 会 議

(1) 令和４年度 都道府県センター建物共済業務担当課長・班長会議（書面開催）

日 時 令和４年１０月２１日（金）

議 事 ・ 令和３年度建物共済事業の経営状況について
 ・ 令和４年度建物共済加入物件罹災状況について
 ・ 建物共済事業に係る留意事項について
 ・ 共済システム改修案及び請求事務の簡素化について

(2) 建物共済事業運営協議会（書面開催）

日 時 令和５年１月２３日（月）

議 事 ・ 請求事務の簡素化について

3 規程の改正等

令和４年度においても、引き続き本事業における加入団体間の公平性確保に努めた。

また、請求事務の簡素化や押印省略などの手続きの簡素化を図るため、加入団体向けにアンケートを実施し共済システムや帳票等の改修を実施した。

4 その他

平成２９年度に実施した２回目のリスク調査の結果を踏まえ、支払準備資産に関する規程に基づく限度額（２８５億円）を目途に、共済備金積立資産（当年度末残高２２３億円）への積立を継続することとしている。

Ⅱ 機械損害共済事業

1 災害共済金及び災害見舞金の支払

令和 4 年度の共済基金分担金収入額（解約返戻金差引後）は、358,206 千円（対前年度比 1.07%減）、災害共済金支払額は 203,810 千円（同 13,023.63%増）となっている。なお、新型コロナウイルスの影響により延期されていた現地調査が実施されたことにより、災害共済金支払額は前年度比で大幅増となっている。

また、令和 4 年度の事業収支差額 142,526 千円を機械損害共済事業業務規程に基づき共済備金積立資産へ繰り入れた。

(1) 災害共済金

① 共済加入状況

令和 4 年度は 24 都道府県となっており、加入物件数（管理事務所を含む）は、342 件となった。

共済責任額は、289,505,193 千円（対前年度比 1.18%増）で、これに係る共済基金分担金は 358,206 千円（同 1.07%減）となっている。（資料参照）

② 災害共済金の状況

支払件数は 8 件で、災害共済金 203,810 千円（対前年度比 13,023.63%増）を支払った。

なお、共済基金分担金に対する災害共済金の割合を示す損害率は、56.89%となっている。

(2) 災害見舞金

該当なし

2 会 議

機械損害共済業務調査員会議（書面開催）

日 時 令和 4 年 11 月 25 日（金）

- 議 事
- ・災害共済金支給案件の罹災状況について（令和 3 年度支給分）
 - ・令和 3 年度機械損害共済事業経営状況について
 - ・機械損害共済における請求事務等の簡素化（効率化）について

3 規程の改正等

平成 28 年 4 月 1 日に改正した「新調達価額の決定について」（理事長通知）に基づき、令和 5 年度の加入契約に適用する新調達価額算定係数の算出を行った。

また、押印省略などの手続きの簡素化を図るため、加入団体向けにアンケートを実施し共済システムや帳票等の改修を実施した。

4 その他

建物共済事業と同様、平成 29 年度に実施した 2 回目のリスク調査の結果を踏まえ、支払準備資産に関する規程に基づく限度額（115 億円）を目途に、共済備金積立資産（当年度末残高 109 億円）への積立を継続している。

法 人 の 運 営

1 理事会・評議員会の開催

令和４年度における当法人の理事会及び評議員会の開催状況は以下のとおりである。議案はいずれも原案どおり可決され、報告は了承された。なお、令和５年３月３１日現在の当法人の役員等は、資料のとおりである。

(1) 令和４年度第１回理事会（決議の省略）

日 時 令和４年５月６日

議 事 ・評議員会への付議事項について

(2) 令和４年度第１回評議員会（決議の省略）

日 時 令和４年５月２４日

議 事 ・評議員の選任について
・理事の選任について
・監事の選任について

(3) 令和４年度第２回理事会（開催・ウェブ会議システム利用）

日 時 令和４年６月１６日 13:00～13:21

場 所 都道府県会館

議事・報告

- ・令和３年度事業報告及び決算について
- ・利益相反取引の承認について
- ・評議員会への付議事項について
- ・理事長及び常務理事の職務執行状況について
- ・令和３年度における利益相反取引について（理事長）

(4) 令和４年度第２回評議員会（決議の省略）

日 時 令和４年６月２７日

議 事 ・理事の選任について

(5) 令和４年度第３回評議員会（報告の省略）

日 時 令和４年６月２７日

報 告 ・令和３年度事業報告及び決算について

(6) 令和４年度第３回理事会（決議の省略）

日 時 令和４年７月１日

議 事 ・事務局長の任命について

(7) 令和４年度第４回理事会（開催・ウェブ会議システム利用）

日 時 令和５年２月３日 15:00～15:15

議事・報告

- ・令和５年度事業計画及び予算について
- ・公益財団法人都道府県センター就業規則の一部改正について

- ・公益財団法人都道府県センター事務局職員の給与に関する規則の一部改正について
- ・理事長及び常務理事の職務執行状況について

2 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 体制整備に関する決定事項について

令和4年度の体制整備に関する理事会での決定事項は以下のとおり。

決議の日	項目	概要
R5.2.3	公益財団法人都道府県センター就業規則（一部改正）	国家公務員法等の一部改正及び人事院規則の一部改正に伴い、改正を行った。 ・定年を段階的に引き上げて65歳とする。 ・役職定年制を導入した。 ・定年前短時間勤務制を導入した。 ・暫定的再雇用及び規則施行前の退職者の再雇用に係る経過措置を設けた。 ・育児支援のため、育児参加休暇の取得期間を1年に拡大した。 ・令和5年4月1日施行。
	公益財団法人都道府県センター事務局職員の給与に関する規則（一部改正）	就業規則の一部改正に伴い、改正を行った。 ・短時間勤務職員に関すること。 ・60歳到達時の給与減額措置に関すること。 ・暫定的再雇用職員の給与に関すること。 ・令和5年4月1日施行。

(2) 体制の運用状況について

①規程等の整備については以下のとおり。

規程等	概要
公益財団法人都道府県センター事務局職員の給与に関する規則施行規程（一部改正）	・令和5年度（令和5年4月1日）より、定年を段階的に引き上げることに伴い、就業規則及び事務局職員の給与に関する規則を改正することから、当法人の給与に関する規則施行規程を改めた。 ・令和5年4月1日施行。
公益財団法人都道府県センター事務局職員の育児休業及び介護休暇等に関する規程（一部改正）	・国に準じて、勤務時間を変更できるようにすることにより、職員の介護及び育児等を支援する制度の拡充を図った。 ・令和5年4月1日施行。

公益財団法人都道府県センター役員等名簿

令和 5 年 3 月 31 日

役職名	職	氏名
評議員	山形県知事 静岡県知事 富山県知事 京都府知事 広島県知事 高知県知事 沖縄県知事	吉 村 美栄子 川 勝 平 太 新 田 八 朗 西 脇 隆 俊 湯 崎 英 彦 濱 田 省 司 玉 城 デニー
理事長 理事 常務理事	鳥取県知事 青森県東京事務所長 長野県東京事務所長 岐阜県東京事務所長 和歌山県東京事務所長 香川県東京事務所長 熊本県東京事務所長 全国知事会事務総長	平 井 伸 治 荒 関 浩 巳 中 村 宏 平 片 桐 伸 一 日 根 かがり 多 田 仁 内 田 清 之 中 島 正 信
監事	岩手県東京事務所長 滋賀県東京本部長 佐賀県首都圏事務所長	平 井 省 三 富 家 信 次 橋 口 泰 史
会計監査人	監査法人	清泉監査法人

(評議員 7 名、理事 8 名、監事 3 名)

令和4年度は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しない。したがって、令和4年度事業報告においては、附属明細書は作成しない。

令和5年6月

公益財団法人都道府県センター